

コメ等の穀類の引越貨物別送品及び自己査定通関での輸入を原則禁止(9月3日(木)から)

**【ポイント】**

●豪連邦農業・水・環境省は、9月3日(木)から、コメ等18種の穀類の引越貨物別送品(UPEs、いわゆるアナカン)及び自己査定通関(SAC)での輸入を原則禁止する旨発表しました。

**【本文】**

豪連邦農業・水・環境省は、穀類の害虫(ヒメアカカツオブシムシ:khapra beetle)の豪州への侵入防止を徹底するための緊急措置として、9月3日(木)から、コメ等18種の穀類の引越貨物別送品(UPEs、いわゆるアナカン)及び自己査定通関(SAC)での輸入を原則禁止する旨発表しました。

詳細については、日本国農林水産省植物防疫所ホームページで解説されておりますのでご参照ください(下記リンク)。

なお、豪州への入国者が携行する穀類については、従来通り入国時に申告し、検疫官の指示にしたがって検査を受けることとなりますが、豪連邦農業・水・環境省ホームページによれば9月下旬を目途に、携行荷物及び郵便小包での輸入も同様に禁止する計画とのことです。

○日本国農林水産省植物防疫所ホームページ

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/oc/australia/index.html>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の

URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>